

2023年8月

お客さま各位

高山信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」の対象範囲の変更と預金規定改定のお知らせ

平素より高山信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、2021年4月1日以降に新規開設いただいた普通預金口座および貯蓄預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を適用させていただいておりますが、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止するため、本手数料の対象範囲を下記のとおり変更し、2021年3月31日以前に開設された口座にも適用させていただきます。

今後とも、常日頃からお利用いただいているお客さまへのサービスの維持向上に、より一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 変更日 2023年10月1日（日）
2. 変更内容

- ・未利用口座の対象となる口座

変更前	2021年4月1日以降に新規開設された「普通預金口座（無利息型、総合口座を含みませ）および貯蓄預金口座」。
変更後	全ての「普通預金口座（無利息型、総合口座を含みませ）および貯蓄預金口座」。

3. 未利用口座管理手数料の内容

対象預金口座	全ての「普通預金口座（無利息型、総合口座を含みませ）および貯蓄預金口座」。
対象となる口座	<p>最後のお預入れまたは払戻し（該当口座のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがありません。</p> <p>※紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となります。</p> <p>ただし、次の場合を除きます。</p> <p>(1) 該当口座の残高が10,000円以上である場合</p> <p>(2) 当金庫（本支店を含みませ）で他に定期性預金、投資信託、国債等のお取引がある場合</p> <p>(3) 当金庫（本支店を含みませ）でお借入がある場合</p>
手数料	年間1,200円（消費税別途）
手続きの流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用口座管理手数料の対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所に「ご案内」を郵送いたします。なお、「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</li> <li>・ご案内後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合、年間1,200円（消費税別途）の未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。</li> <li>・未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合は、下記のとおり当該口座を解約させていただきます。</li> <li>・引き落としした未利用口座管理手数料は返却いたしません。</li> </ul>

自動解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高（解約利息を含みます）を以て未利用口座管理手数料の一部としていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。なお、口座残高以上のご負担はございません。</li> <li>・解約させていただいた口座の再利用およびキャッシュカードのご利用はできません。</li> </ul>
------	---

#### 4. 預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の導入に伴い、以下の通り「規定集」を改訂いたします。

##### 【改定対象規定】

- ・総合口座取引規定
- ・普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
- ・貯蓄預金規定

##### 【改定内容】

##### 総合口座取引規定

改定後	改定前
20.（手数料等） (1) 未利用口座管理手数料 ①この預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定期間、利息決算以外の預入れまたは本項に係る手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。  ②～⑥ } 変更なし (2) }	20.（手数料等） (1) 未利用口座管理手数料 ①2021年4月1日以降に開設した預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定期間、利息決算以外の預入れまたは本項に係る手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。  ②～⑥ } 変更なし (2) }

##### 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

改定後	改定前
5.（手数料等） (1) 未利用口座管理手数料 ①この預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定期間、利息決算以外の預入れまたは本項に係る手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。  ②～⑥ } 変更なし (2) }	5.（手数料等） (1) 未利用口座管理手数料 ①2021年4月1日以降に開設した預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定期間、利息決算以外の預入れまたは本項に係る手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。  ②～⑥ } 変更なし (2) }

##### 貯蓄預金規定

改定後	改定前
6.（手数料等） (1) 未利用口座管理手数料 ①この預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定期間、利息決算以外の預入れまたは本	6.（手数料等） (1) 未利用口座管理手数料 ①2021年4月1日以降に開設した預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定期間、利

<p>項に係る手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。</p> <p>②～⑥ } 変更なし</p> <p>(2) }</p>	<p>息決算以外の預入れまたは本項に係る手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。</p> <p>②～⑥ } 変更なし</p> <p>(2) }</p>
---	--

※下線部が改定箇所

**【改定日】**

2023年10月1日（日）

ご不明な点は、お取引店舗までお問い合わせください。